

過去の交渉・要望の足跡【岐学組は子供, 学校職員のために常に活動している】

年度	教職員等定数改善	休暇制度
H9	<p><教職員等定数改善></p> <p>○第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善 ティームティーチング、選択履修の幅の拡大、コンピュータ利用教員、いじめ、不登校拒否対応、外国人・帰国子女対応、通級指導等で、24名増を予定</p> <p>○県単独による改善 ・特殊教育担当指導主事の増員 (2人 → 3人 西濃へ1人) ・「スポーツ日本一」担当教員の増 (3人 → 4人)</p> <p>○「ほほえみ相談員」の増員 嘱託員38人 → 60人</p>	
H10	<p><教職員等定数改善></p> <p>○第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善 ティームティーチング、選択履修の幅の拡大、コンピュータ利用教員、いじめ、不登校拒否対応 外国人・帰国子女対応、通級指導等で、43名増を予定</p> <p>○県単独による改善 ・特殊教育担当指導主事の増員 1人 (3人 → 4人) ・複式学級解消のための増員 2人 (0人 → 2人)</p>	
H11	<p><教職員等定数改善></p> <p>○第6次公立義務教育諸学校教職員定数配置改善 学校の夢実現加配、TT、選択履修の幅の拡大、コンピュータ利用教員、いじめ、不登校対応、外国人・帰国子女対応、通級指導等で、30名増を予定</p> <p>○県単独による改善 ・特殊教育担当指導主事の増員 1人 (4人→5人) ・複式学級解消のための増員 1人 (2人→3人)</p> <p>○心の教育推進事業 (県単) ・学級運営等改善非常勤講師設置事業 (小学校12校に退職教員等を非常勤講師として配置)</p> <p>・ほほえみ相談員設置推進事業 (小学校8校 → 20校) ・心の教室相談員設置事業 (中学校168校 → 171校)</p>	
H12	<p><教職員等定数改善></p> <p>○第7次公立義務教育諸学校定数配置改善 104名増員予定 ○「夢サポーター非常勤講師」 108名</p> <p>○心の推進事業 ・ほほえみ相談員設置事業 (小学校20校) ・心の相談員設置事業 (中学校150校) ・スクールカウンセラー活用事業 (中学校23校)</p>	
H13	<p>○第7次公立義務教育諸学校定数改善 124名増員予定</p> <p>○少人数指導県単独での教員、非常勤講師の配置 教員6名、非常勤講師146名</p> <p>○心の教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほほえみ相談員設置事業 小学校20校予定 ・心の相談員設置事業 中学校 配置はされるが未定 ・スクールカウンセラー設置事業 中学校35校予定 	<p>○育児休業の改正 (H14. 4. 1実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の対象となる子の年齢を3歳未満 (現行1歳未満) に引き下げ ・1日の勤務時間の一部について勤務をしない部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満 (現行1歳未満) に引き上げ <p>○介護休暇に関する改正 (H14. 4. 1実施)</p>
H14	<p>○第7次公立義務教育諸学校定数改善 90名増員予定</p> <p>○少人数指導県単独での教員、非常勤講師の配置 教員19名、非常勤講師191名</p> <p>○心の教育推進事業 ・ほほえみ相談員設置事業 小学校増員予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の相談員設置事業 中学校増員予定 ・スクールカウンセラー設置事業 05年度までに全中学校に配置 	<p>○子の介護のための休暇 (新設) (H14. 4. 30実施) 年間5日間</p>
H15	<p>○第7次公立義務教育諸学校定数改善 50名増員予定</p> <p>○少人数指導県単独での教員、非常勤講師の配置 教員53名 非常勤講師229名</p> <p>○特別支援教育アシスタントの配置 小学校75校 中学校10校に配置予定</p> <p>○学校支援員の配置 小学校22校に配置予定</p> <p>○心の教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもと親の相談員」活用調査研究委託事業 小学校20校に配置予定 ・小学校心のパートナー設置推進事業 小学校22校に配置予定 	<p>○子の看護のための休暇の取得単位の変更 平成16年4月1日施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間5日間 ・1日単位で取得→1日又は1時間単位で取得

H16	<p><教職員等定数改善> ○第7次公立義務教育諸学校定数改善 53名増員予定 ○少人数、県単独での教員の配置 教員22名 ※小学校1年生(2クラス以上)の35人学級実現 ○少人数指導県単独での非常勤講師の配置 非常勤講師229名 ○特別支援教育アシスタントの配置 小学校135校 中学校15校に配置予定 ○心の教育推進事業 ・「子どもと親の相談員」等活用調査研究委託事業 小学校25校に配置予定 ・小学校心のサポーター設置推進事業 小学校40校に配置予定</p>	
H17	<p><教職員等定数改善> ○少人数学級、県単独での教員配置 ・小学校2年生(2クラス以上)まで、35人学級を拡大 ・小学校1・2年生の1学年1学級しかない学校の児童数36人以上、40人以下の学級には、非常勤講師を配置 ○特別支援教育アシスタントの配置…小学校・中学校に配置予定</p>	
H18	<p><教職員等定数改善>○少人数学級、県単独での教員配置 →小学校2年生(2クラス以上)まで、35人学級を維持</p>	
H19	<p><教職員等定数改善>○少人数学級、県単独での教員配置 →小学校2年生(2クラス以上)まで、35人学級を維持 ○心の教育推進事業…スクールカウンセラー設置事業 → 中学校で継続予定、小学校に配置(新規)</p>	
H20	<p><教職員等定数改善>○主幹教諭の任用…34名任用。原則として各郡市1名。大規模都市には複数配置。 主幹教諭の職務として、生徒指導上の問題を機動的に解決する人物として特性を生かした職務とする提言が実現。 ○少人数学級事業の継続…TT指導の加配 254人。 ○心の教育推進事業…スクールカウンセラー設置事業拡大(25,7126→210,967) → 中学校で継続予定、小学校に配置新規 <講師の勤務条件> ○特任講師任用制度の導入…優秀な人材を確保する観点、講師の待遇の向上。</p>	
H21	<p><教職員等定数改善>○国レベルにおいて4200名の定数改善 ○少人数学級事業の継続…少人数指導にかかる教員の配置277人→(317)人。 TT指導の加配 254人→(254)人。 <講師の待遇改善>優秀な人材を確保する観点、講師の待遇の向上への具体的な対策。 <23年度採用試験からの改善点> ①平成22年度の採用試験で、1次試験を合格した者については、平成23年度採用試験の1次試験の筆記試験を免除。 (小・中・高・特支教諭) ②岐阜県の公立学校において、常勤講師の経験が1年以上ある者については、1次試験の筆記試験を論文試験に代えることができる。(小・中学校教諭) ただし、①、②どちらも22年度常勤講師として勤務し、校長や市町村教育委員会の推薦を得たもの。</p>	
H22	<p>○国レベルにおいて4000名の定数改善(純増300名) ○主幹教諭の継続 34人 ○栄養教諭97人→114人 ○少人数学級事業の拡充 小1は国の定数。小2および中1で35人学級実施(106人→158人)。 少人数指導にかかる教員の配置634人→549人。(非常勤講師387人→432人) ○いじめ不登校対策事業 69人→80人 ○心の教育推進事業 スクールカウンセラー設置事業 → 中学校で全校配置、小学校26校</p>	<p>○臨時的任用職員の年次休暇の残日数を持ち越し可能に ○育児及び介護の環境整備のための法改正に伴う条例改正 ・配偶者が育児休業をしている場合や専業主婦(夫)である場合も育児休業の取得を可能にする。 ・子の出生の日から一定期間内(8週間)に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業の取得を可能にする。 ・3歳未満の育児のための時間外勤務の制限を新設 ・短期介護休暇の新設(要介護家族のための特別休暇(有給)を新設。1の年において5日。(要介護家族が2人以上の場合10日) ・子の看護休暇 1の年について5日。子が2人以上の場合10日。 ○介護休暇制度改善 介護休暇中そのまま忌引きとなった場合は、その間引き続き講師を任用できる。</p>

H23	<p>○初任者研修の軽減と6年目までの若手研修（若鮎研修）の充実 <来年度県予算に関すること> ○主幹教諭の継続 34人 岐阜県独自の職務内容 ○少人数学級事業の拡充（国レベルでは900人の加配措置がされたものの、標準法改正はならず） ○心の教育推進事業 スクールカウンセラー設置事業 → 小学校54（前年26）校、中学校で全校配置。 スクール相談員→小学校12校、中学校85校 ○教育相談体制の充実…児童生徒保護者からの教育相談 いじめ問題相談24 8名面接相談臨床心理士1名 教育相談業務専門職（各教育事務所1名）6名</p>	
H24	<p>○小学校3年生の35人学級実現（平成25年4月より） ・国の標準法改正はなし。 ○主幹教諭の継続 34人 岐阜県独自の職務内容 ○外国人児童生徒適応指導相談員配置事業（指導員増員） ・日本語指導が必要な外国人児童生徒へ学校生活への適応指導や日本語についての指導・援助を行う。 ・ポルトガル語対応指導員7→10人、タガログ語対応指導員3→5人、中国語対応指導員0→1人</p>	
H25	<p>○少人数学級 小1、2、3、中1で実施 ・小1は標準法改正、小2は国の予算措置による。小3、中1は県独自で実現。 ○主幹教諭の増員 17名増員（従来の34名と合わせて計51名） 生徒指導特化34名に加え、特別支援教育特化15名と多文化共生に特化2名を平成26年4月より新たに配置 ○再任用者の内、教職員10名を県の予算で単独配置</p>	<p>○振替休日に係る人事委員会管理規則の改正 ・土曜授業の推進のために文部科学省より通知。 振替休日の割振り期間の延長。現行前4週、後8週から前8週、後16週に拡充。（平成26年4月1日施行） ○家族看護休暇の事由に子の学校行事への参加が認められる。 ・従来の家族看護と合わせて年5日取得可能。 2人以上養育する場合は10日。ただし、10日の内、5日は中学校就学の始期に達するまでの子の看護または介助を行うために使用する場合に限る。</p>
H26	<p>・教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置 ・少人数学級の継続（小1～3、中1）小3、中1は県で実施</p>	
H27	<p>○通級指導教室の拡充（平成27年4月）118人→121人 ○主幹教諭の配置継続 66人 ○財務省が文科省に求めた平成28年度の加配定数の機械的な削減の阻止 ○教育事務所へのスクール・ソーシャルワーカーの配置 ○少人数学級の継続（小1～3、中1）小2、小3、中1は県で実施</p>	
H28	<p>○義務標準法の一部改正 ・通級による指導、外国人児童生徒等教育の充実等の加配定数の一部を基礎定数化 ・小学校専科指導の充実等の加配定数の改善 【教職員等配置（県関係） ※主だったもの】 28年度4月～（ ）は27年度 ○少人数指導の継続 定数（481人）→492人 ○特別支援学校のセンター機能の充実 定数（6人）→7人 ○通級指導 定数（121人）→126人 うちLD、ADHD等（65人）→68人 ○主幹教諭の配置 定数（37人）→40人 ○いじめ、不登校対応教員の配置 定数（45人）→54人 ○スクールソーシャルワーカーの配置（4人）→6人 ○栄養教諭の配置（標準法） 定数（147人）→150人</p>	<p>○地方公務員育休法等の改正内容を踏まえた改正 （1）介護休暇の取得期間の拡大 （連続6カ月から、合計で6カ月へ） （2）介護時間制度の新設（介護休暇とは別に新設） ・介護休暇、育児休業に係る昇給の取扱い及び部分休業に係る勤勉手当の取扱いを介護時間の取扱いと同様にする。 （3）育児休業等の対象となる子の範囲の拡大 ○土曜授業等の勤務時間の割振りの特例 ・4時間勤務の2日分を1日の週休日にできるよう改定。</p>

H29	<p>【教職員等配置（国関係）】 H30年度～</p> <p>◆義務教育費国庫負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実 +1,000人 ・教育課題への対応のための基礎定数化関連 +385人 ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備関連 +20人 （養護教諭、栄養教諭等）・学校統合・小規模校への支援 +50人 <p>◆専門スタッフ・外部人材の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクール・サポート・スタッフの配置 3,000人 ・中学校における部活動指導員の配置 4,500人 <p>【教職員等配置（県関係） ※主だったもの】 29年度4月～（ ）は28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少人数指導の継続 定数（492人）→524人 非常勤講師（535人）→542人 ○特別支援学校のセンター機能の充実 定数（7人）→7人 ○通級指導 定数（126人）→148人 うちLD, ADHD等（68人）→90人 ○いじめ、不登校対応教員の配置 定数（54人）→64人 ○スクールソーシャルワーカー 6人 スーパーバイザー 1人 ○主幹教諭の配置 定数（40人）→40人 ○栄養教諭 146人
H30	<p>【教職員等配置（国関係）】 H31年度～</p> <p>◆義務教育費国庫負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の英語専科指導の充実 +1,000人 ・教育課題への対応のための基礎定数化関連 +246人 ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備関連（養護教諭・栄養教諭等） +20人 ・学校統合・小規模校への支援 +30人 <p>◆専門スタッフ・外部人材の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクール・サポート・スタッフの配置 3,600人 ・中学校における部活動指導員の配置 9,000人 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進 SC：全公立小中学校 27,500校 SSW:全中学校区 10,000人 <p>【教職員等配置（県関係） ※主だったもの】 30年4月～（ ）は29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> △少人数学級の継続（国加配） 定数（202人）→186人 ○少人数指導の継続（国加配） 定数（524人）→550人 非常勤講師（526人）→573人 ○特別支援学校のセンター機能の充実 定数（7人）→7人 ○通級指導 定数（148人）→168人 うちLD, ADHD等（90人）→110人 ○主幹教諭の配置 定数（40人）→40人 ○いじめ、不登校対応教員の配置 定数（64人）→69人 ○いじめ、不登校対策事業（国加配定数崩し） 適応支援非常勤講師（117人）→155人 <p>○スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金新設（県で41名 上限50名 8市町に配置）</p> <p>○部活動指導員配置促進事業補助金新設（県で43名 上限51名 9市町村に配置）</p>

<p>H31 R1</p>	<p>【教職員等配置（国関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆義務教育費国庫負担金 加配定数1,726人（過去の安倍内閣では最大の人数確保） ・小学校の専科指導の充実 +1,201人（英語1,000人 その他201人（先行的に取り組む学校への支援） ※TT加配からの振替 2,000人 ・中学校生徒指導体制の強化 +100人 ・貧困等に起因する学力課題の解消 +50人 ・教育課題への対応のための基礎定数化関連 +315人 ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備関連（養護教諭・栄養教諭等） +20人 ・主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 +20人 ・学校総務・財政業務軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）+20人 <p>◆専門スタッフ・外部人材の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクール・サポート・スタッフの配置 4,600人 ・中学校における部活動指導員の配置 10,200人 ・スクールカウンセラーの全公立小中学校の配置 ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置 ・学校教育活動支援（学習サポート等） 8,000人 <p>【教職員等配置（県関係） ※主だったもの】 31年4月～（ ）は30年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少人数学級の継続（186人）→194人 ○少人数指導の継続（550人）→546人 非常勤講師（573人）→690人 ○小学校教科担任（英語含）非常勤講師（198人）→322人 ○通級指導 定数（168人）→202人 うちLD, ADHD等（110人）→143人 ○主幹教諭の配置（40人）→42人 ※小16人 中26人 ○いじめ、不登校対応教員（69人）→74人 ○児童生徒支援非常勤講師（155人）→163人 ○小中適応支援非常勤講師（155人）→163人 ○特別支援教育充指導主事（5名）→6名 ○外国人児童生徒適応指導員（19人）→21人 教育事務所にはポルトガル語8人、タガログ語5人 ○日本語指導教員（常勤）（42人）→47人 非常勤講師（35人）→33人 ○別室登校児童学習支援員（各教育事務所の指定小学校にモデル配置） ○栄養教諭配置（152人）→152人 ○初任者研修指導教員（138人）→140人 ○初任者研修非常勤講師（742人）→843人 ○スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金 50名（岐阜市4名、羽島市1名、各務原市9名、瑞穂市3名、本巣市1名、 羽島郡二町2名、北方町4名、大垣市11名、垂井町8名、神戸町1名、美濃加茂市5名、多治見市4名、土岐市2名） ○部活動指導員配置促進事業補助金 43名 9市町村
<p>R2</p>	<p>【教職員等配置（国関係）】</p> <p><教職員定数の改善> +1,141人（TT加配からの振替2,000人を除く）</p> <p>※主な決定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人（加配定数） （小学校専科指導の充実 義務教育9年間を見通した指導体制への支援） ○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人（基礎定数化に伴う定数減含む） （発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実、外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実、初任者研修体制の充実） ○少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備 +744人 （小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図る。） <p><サポートスタッフの充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習指導員（学校教育活動支援） 11,000人 ○スクール・サポート・スタッフ 9,600人（前年度比：+5,000人） ○部活動指導員 10,800人（前年度比：+600人） ○スクールカウンセラーの全公立小中学校の配置 ○スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置 <p>【教職員等配置（県関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校における少人数（35人）学級の計画的実施 <ul style="list-style-type: none"> ・国加配定数を活用して、令和3年度より小学校4～6年生の35人学級を段階的に推進する。 ○教員の持ち授業時間数の軽減を図るための専科指導教員や、時間外在校等時間数を削減するための外部人材の配置 ・小学校専科指導教員（非常勤講師）の配置（小学校35人） ○感染症の拡大状況に応じて、児童生徒の学習定着・習熟度にあっつきめ細かな指導、学習施設の消毒をはじめとする衛生対策等に必要となる人材の配置。 ・学習指導員の配置（439人） ・スクールサポートスタッフの配置（577人）